平成２９年（フ）第１９３４号
福岡市西区下山門団地16番303号
破産者　山本　洋子
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８０８号
沖縄県島尻郡南風原町字照屋131番地　コーポエム201、破産手続開始決定時の住所福岡市西区内浜１丁目４番１―911号
破産者　通事　光次
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４０号
福岡市早良区田村６丁目16―34―105号、住民票上の住所福岡市西区西の丘２丁目３番１―726号
破産者　三坂宏太朗
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５９７号
札幌市豊平区西岡４条12丁目３番11号　第二望羊荘２階
破産者　原田　博文
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３２４号
北海道千歳市栄町１丁目５番地
破産者　吉本　　暁
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７９５号
仙台市宮城野区宮千代３丁目１番地の３　セレーノ宮城野705
破産者　舘　　美穂
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第６７２号
仙台市宮城野区東仙台３丁目１番７号　ガーデンスクエアⅠ―３、開始決定時の住所仙台市青葉区川平５丁目１番21号　カナディアンハウス川平６
破産者　高橋　達也
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第７６８号
仙台市宮城野区東仙台６丁目10番８号　浅野コーポ207
破産者　斎藤　匡高
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８６４号
仙台市青葉区春日町11番23―1006号　小野寺方、従前の住所仙台市泉区住吉台東４丁目24番地の７
破産者　山下　信男
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８６８号
仙台市若林区中倉１丁目20番27号　武藤アパート１Ｆ
破産者　菅原　育美
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８７５号
宮城県多賀城市東田中２丁目31番16号
破産者　高村　和弘
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第３１７号
茨城県水戸市浜田町53番地　リッツガーデンⅡ201号
破産者　瀧　　武彦
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第５２４号
埼玉県春日部市内牧3149番地　彩光苑、開始決定時の住所埼玉県春日部市粕壁東４丁目４番35号
破産者　會田　むら
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７０２号
埼玉県越谷市千間台西５丁目24番地35、旧住所埼玉県越谷市千間台西３丁目２番地　パークタウン１―207
破産者　近藤　淳子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第７０３号
埼玉県羽生市大字藤井上組168番地９
破産者　近藤　忠史
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
山梨県甲斐市竜王新町11番地１　メイプルハウス竜王203
破産者　田邉賀奈子
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２８６号
静岡県富士市宮島207―１　レオパレスマイガーデン103号室、開始決定時の住所静岡県静岡市清水区船越２―２―32　レオパレスｆｌｏｗｅｒ106号
破産者　小針　正之
1　決定年月日　平成30年３月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係